平成２９年（フ）第５２９号
相模原市南区東林間６丁目１番22号　イーストウッド101
破産者　佐原　聡子（旧姓永富）
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５６８号
静岡市駿河区南八幡町13番25号
破産者　有限会社アイプランニング
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６５１号
静岡市清水区向田町４番17号
破産者　有限会社幸栄工業
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６３０号
愛知県日進市赤池５丁目1510番地
破産者　有限会社石橋通信
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９２２号
神戸市北区有野台５丁目３番Ｂ48棟303号
破産者　山根工建こと　山根　繁人
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８３号
神戸市北区山田町小部字松宮山７番地の９、前住所神戸市中央区海岸通４丁目２番７－804号
破産者　杉田実保こと　杉田みちよ
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１９号
広島市中区小町１番27号
破産者　株式会社わゆたか
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８号
福島市北矢野目字坂東13番３号
破産者　福島県食肉卸売株式会社
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第３０号
金沢市堀切町ヨ２番地
破産者　有限会社ＰＲＯサービス
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９８号
長野市稲葉南俣1926番地
破産者　株式会社スマイルフーズ
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
北海道旭川市春光町１番地１
破産者　株式会社ほっと
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第３号
北海道旭川市四条通23丁目118番地33
破産者　有限会社ヤマイチ畠山商店
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第６０号
三重県桑名市星見ヶ丘１丁目502番地　ルミエールヒルズ101号、破産手続開始決定時の住所三重県伊賀市伊勢路424番地
破産者　中瀬　文博
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第４０３号
岡山市北区野殿東町３番34号
破産者　株式会社ユニバーサルグリーン
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８３号
鹿児島県鹿児島市犬迫町6321番地４
破産者　有限会社イチレイサービス鹿児島
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２８号
埼玉県熊谷市石原1027番地
破産者　株式会社金井電器商会
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４８号
栃木県那須塩原市下永田５丁目1346番地39、前住所栃木県那須塩原市二区町352番地206
破産者　寺内　敏裕
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第３３号
群馬県高崎市金古町1355番地１、商業登記記録上の本店群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場1994番地３
破産者　有限会社日東美装工業
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２５３号
神奈川県逗子市久木９丁目２番18号
破産者　株式会社嶋村製作所
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３４４７号
大阪市中央区常盤町２丁目３番16号
破産者　株式会社ルムナ
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部